

# 第11次鳥獣保護事業計画書

平成24年4月1日から

5年間

平成29年3月31日まで

群馬県

# 目 次

はじめに	1
第一 計画期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項	2
1 鳥獣保護区の指定	2
2 特別保護地区の指定	5
3 休猟区の指定	6
4 狩猟鳥獣の捕獲禁止区域の指定	6
5 鳥獣保護区の整備	7
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	8
1 鳥獣の人工増殖	8
2 放鳥獣等	8
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	9
1 鳥獣の区分と保護管理の考え方	9
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	10
3 学術研究を目的とする場合	13
4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	15
5 適正管理計画に基づく数の調整を目的とする場合	27
6 その他特別の事由の場合	28
7 鳥類の飼養の適正化	29
8 販売禁止鳥獣等	29
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	30
1 特定猟具使用禁止区域の指定	30
2 特定猟具使用制限区域の指定	31
3 猟区設定のための研究	31
4 指定猟法禁止区域	32

<b>第六</b>	<b>特定鳥獣保護管理計画の策定に関する事項</b> .....	3 3
1	特定鳥獣保護管理計画の策定に関する方針.....	3 3
2	適正管理計画 .....	3 3
3	適正管理計画の取組みの充実 .....	3 4
<b>第七</b>	<b>鳥獣の生息状況の調査に関する事項</b> .....	3 5
1	基本方針 .....	3 5
2	鳥獣保護対策調査 .....	3 5
3	狩猟対策調査 .....	3 6
4	有害鳥獣対策調査 .....	3 7
<b>第八</b>	<b>鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項</b> .....	3 8
1	鳥獣行政担当職員 .....	3 8
2	鳥獣保護員 .....	3 9
3	保護管理の担い手の育成 .....	4 0
4	鳥獣保護施設等の設置 .....	4 0
5	取締り .....	4 1
6	必要な財源確保 .....	4 2
<b>第九</b>	<b>その他</b> .....	4 3
1	鳥獣保護事業をめぐる現状と課題 .....	4 3
2	狩猟の適正管理 .....	4 3
3	入猟者承認制度に関する留意事項 .....	4 3
4	傷病鳥獣救護の基本的な対応 .....	4 3
5	安易な餌付けの防止 .....	4 4
6	感染症への対応 .....	4 5
7	普及啓発 .....	4 5
	(1) 鳥獣の保護管理についての普及等 .....	4 5
	(2) 野鳥の森等の整備 .....	4 6
	(3) 愛鳥モデル校の指定 .....	4 6
	(4) 法令の普及の徹底 .....	4 8
8	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律との関係.....	4 8

## はじめに

この計画は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）の目的である「生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資すること」を達成するため、環境大臣が定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に即して知事が定めた、法第4条第1項に基づき策定が義務づけられた計画である。

群馬県の県土面積は63万haで、このうち3分の2にあたる42万haを森林が占める。また、日本を代表する尾瀬や谷川岳をはじめとした美しい景観を構成する緑あふれる多様な自然環境に恵まれている。その一方で特定の野生鳥獣（以下「鳥獣」という。）による生活環境や農林水産業への被害、さらには生態系への影響も深刻化している。

こうした状況の下、人間の生存基盤となっている自然環境を構成する重要な一因であり、人の豊かな生活を営むうえで欠かすことのできない鳥獣との適切な関係を構築するため、広く県民の意見を取り入れながら、第11次鳥獣保護事業計画（以下「本計画」という。）を策定した。

## 第一 計画期間

本計画は、平成24年4月1日から、平成29年3月31日までの5年間とする。

## 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定

一定の区域を鳥獣の保護を図るための区域として、法第28条の規定に基づき知事が指定するものであり、その方針等は次のとおりである。

#### (1) 方針

##### ①指定に関する中長期的な方針

第10次鳥獣保護事業計画の期間時における鳥獣保護区は県土の約9%を占めており、地域の生物多様性の保全に資するとともに県民の鳥獣保護思想の普及啓発の場としても活用されてきた。

しかし、他方では鳥獣保護区が鳥獣による農林水産業への被害の増大を誘引しているとの考えも根強く、その指定は従来にも増して困難になってきているのが現状である。

本計画では、このような状況を踏まえ引き続き鳥獣の保護繁殖を進めるため、土地利用形態や鳥獣の生息状況と地域への影響等を勘案しながら、必要に応じて鳥獣保護区の新規指定や区域の拡大に努めるとともに、指定期間が満了するものについて、又は指定期間中であっても必要に応じて、指定区域の見直しを含め、適切な更新を図ることとする。

なお、生活環境や農林水産業への被害を発生させている鳥獣及び個体数の増加により生態系へ影響を与えている鳥獣についてはその被害を軽減させるため、被害状況・生息状況等の調査結果に基づき、鳥獣保護区内で加害鳥獣の捕獲又は殺傷（以下「捕獲等」という。）、鳥類の卵の採取又は損傷（以下「採取等」という。）の実施について検討する。

##### ②指定区分ごとの方針

指 定 区 分	方 針
森林鳥獣生息地の保護区	森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域における生物多様性の確保に資するため、指定について検討する。
大規模生息地の保護区	行動圏が広域に及ぶ大型の鳥獣をはじめ当該地域に生息する多様な鳥獣相を保全し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するため、県境の山岳地帯での指定について検討する。
集団渡来地の保護区	集団で渡来する水鳥等の渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である湿地、湖沼等のうち必要な地域の指定について検討する。
集団繁殖地の保護区	集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図ることを目的としているが、現在、県内で集団繁殖が確認されている鳥類は、カワウ等であり、これらについては、農作物、魚類等の採食等の食害が報告されていることから、当面、新たな指定は行わないこととする。
希少鳥獣生息地の保護区	希少鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護を図るうえで必要な地域を指定することを目的としている。 県内では、イヌワシ等の絶滅危惧種に指定されている猛禽類の生息も確認されているが、これらの生息地を鳥獣保護区として指定することは、営巣地の情報を公表することにつながるおそれがあり、その結果、生息環境が脅かされることも考えられるので、指定については慎重に検討する。
生息地回廊の保護区	生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって、鳥獣の移動経路となっている地域の指定を目的としている。 鳥獣の移動経路としての機能が見込まれる地域のうち、特に必要な地域について指定を検討する。
身近な鳥獣生息地の保護区	市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保・創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動と通じた環境教育の場を確保することを目的に指定している。 都市公園、森林公園等の人が集まる場所で、イノシシ等による農林水産業への被害のおそれのない場の指定を検討する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

区 分	鳥獣保護区指定の目標 ha	既指定鳥獣保護区 (A) ha	項 目	本計画期間に指定する鳥獣保護区					
			年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計 (B)
森林鳥獣生息地	箇所	4 2	箇所	1	7	7	3		1 8
	面積	12,600	変動面積	1,365	12,130	12,777	2,037		28,309
大規模生息地	箇所		箇所						
	面積		変動面積						
集団渡来地	箇所		箇所			1			1
	面積		変動面積			1,070			1,070
集団繁殖地	箇所		箇所						
	面積		変動面積						
希少鳥獣生息地	箇所		箇所						
	面積		変動面積						
生息地回廊	箇所		箇所						
	面積		変動面積						
身近な鳥獣生息地	箇所		箇所		1	1			2
	面積		変動面積		103	21			124
計	箇所		箇所	1	8	9	3		2 1
	面積		変動面積	1,365	12,233	13,868	2,037		29,503

	本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増減 (D:B-C)	計画終了時の鳥獣保護区 (A+D)
	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計 (C)		
箇所	1	7	7	3		1 8	0	2 8
面積	1,365	12,991	12,777	2,037		29,170ha	▲ 861	38,773ha
箇所								1
面積								10,590ha
箇所			1			1		7
面積			1,070			1,070ha		3,109ha
箇所								
面積								
箇所		1	1			2		1 4
面積		103	21			124ha		2,506ha
箇所	1	8	9	3		2 1		5 0
面積	1,365	13,094	13,868	2,037		30,364ha		54,978ha

## (3) 既指定鳥獣保護区の変更計画

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積	変更後の指定期間	変更理由
24	森林鳥獣生息地	野反	期間更新	1,365ha	24.11.1 ~ 34.10.31	
		計		1		
25	森林鳥獣生息地	伊香保	期間更新	1,961ha	25.11.1 ~ 35.10.31	
		北沢		1,485ha		
		秋畑		675ha		
		少林山		234ha		
		鼻曲山	期間更新・面積縮小	2,877ha	25.11.1 ~ 35.10.31	承諾不可
		碓氷湖	期間更新	1,511ha	25.11.1 ~ 35.10.31	
		草津		3,387ha		
	身近な鳥獣生息地	敷島		103ha	25.11.1 ~ 35.10.31	
計		8	12,233ha			
26	森林鳥獣生息地	赤城山	期間更新	2,690ha	26.11.1 ~ 36.10.31	
		迦葉山		416ha		
		谷川岳		4,039ha		
		法師		1,851ha		
		赤谷湖		440ha		
		妙義		2,051ha		
		榛名山		1,290ha		
	集団渡来地	箕郷		1,070ha	26.11.1 ~ 36.10.31	
身近な鳥獣生息地	小坂		21ha	26.11.1 ~ 31.10.31		
計		9	13,868ha			
27	森林鳥獣生息地	川場	期間更新	437ha	27.11.1 ~ 37.10.31	
		神津		895ha		
		高山		705ha		
計		3	2,037ha			
合 計				21	29,503ha	

## 2 特別保護地区の指定

鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保全を図るため特に必要があると認められる区域として、法第29条の規定に基づき知事が指定するものであり、その方針等は次のとおりである。

### (1) 方針

第10次鳥獣保護事業計画の計画期間満了までに7箇所、1,226haを指定している。

本計画においては、既指定の特別保護地区については引き続き適切な管理を図るとともに鳥獣の生息実態を把握し、鳥獣保護区の区域内において特に保護を必要とする鳥獣の生息が確認された場合には、特別保護地区として指定するよう努める。

また、指定に当たっては、指定の期間を鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、当該地域を鳥獣の安定した生息の場とするため、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等又は採取等が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮することとする。

### (2) 特別保護地区指定等計画

区 分	特別保護地区 指定の 目標 ha	既指定 特別保 護地区 (A) ha	項 目	本計画期間に指定する特別保護地区						
			年 度	24	25	26	27	28	計(B)	
森林鳥獣 生息地	21 1,260	6 1,212	箇 所 変動面積		2 485	3 687				5 1,172
大規模 生息地			箇 所 変動面積							
集団 渡来地			箇 所 変動面積							
集団 繁殖地			箇 所 変動面積							
希少鳥獣 生息地			箇 所 変動面積							
生息地 回廊			箇 所 変動面積							
身近な鳥 獣生息地		1 14	箇 所 変動面積							
計		7 1,226	箇 所 変動面積		2 485	3 687				5 1,172

	本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区						計画期間中の 増減(D:B-C)	計画終了時の特別 保護地区(A+D)
	24	25	26	27	28	計(C)		
箇所		2	3			5		6
面積		485	687			1,172ha		1,212ha
箇所								
面積								
箇所								
面積								
箇所								1
面積								14ha
箇所		2	3			5		6
面積		485	687			1,172ha		1,226ha



(3) 既指定特別鳥獣保護地区の変更計画

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	特別保護地区 (ha)	変更後の指定期間	鳥獣保護地区面積	変更理由
25	森林鳥獣生息地	伊香保	期間更新	294ha	25.11.1 ~ 35.10.31	1,961ha	
		草津		191ha	25.11.1 ~ 35.10.31	3,387ha	
	計		2	485ha		5,348ha	
26	森林鳥獣生息地	赤城山	期間更新	291ha	26.11.1 ~ 36.10.31	2,690ha	
		妙義		304ha	26.11.1 ~ 36.10.31	416ha	
		榛名山		92ha	26.11.1 ~ 36.10.31	1,290ha	
	計		3	687ha		6,868ha	
合計			5	1,172ha		11,379ha	

3 休猟区の指定

著しく減少した狩猟鳥獣の回復・増加を図るため、法第34条の規定に基づき知事が指定する区域であり、その方針は次のとおりである。

(方針)

近年、県内各地においてイノシシやニホンジカ等狩猟獣類による農林水産業への被害が高水準にあることから、休猟区の指定に対しては、農林水産業の関係者や住民等の理解が得られないのが現状である。さらには毎年、狩猟者が減少し続けているため狩猟による捕獲圧が弱まり、狩猟鳥獣を回復させるという休猟区の指定意義が損なわれている。

このような状況を踏まえ、本計画においては新たな休猟区を計画しないこととするが、一部の狩猟鳥獣のモニタリングを継続し、狩猟鳥獣の生息状況の把握に努める。

4 狩猟鳥獣の捕獲禁止区域の指定

狩猟鳥獣の捕獲等を禁止するため、法第12条に基づき知事が捕獲等を禁止する狩猟鳥獣の種類、区域及び期間等を定めるものであり、その方針等は次のとおりである。

(1) 方針

鳥獣保護区の区域内において、特定の狩猟鳥獣の生息数が増加しそれによる農林水産業及び生態系への被害が顕著となっている場合は、その狩猟鳥獣による被害の軽減と鳥獣全般の保護との両立を図るため、鳥獣保護区を一時的に解除し、被害を発生させる狩猟鳥獣は狩猟で捕獲等ができるが、それ以外の狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域の指定について検討する。

(2) 指定計画

年度	所在地	区域の名称	面積	指定期間	捕獲等を禁止する狩猟鳥獣	備考
26	みどり市	袈裟丸山狩猟鳥獣捕獲禁止区域	1,302ha	26.11.1 ~ 32.10.31	ニホンジカ以外	袈裟丸山鳥獣保護区

## 5 鳥獣保護区の整備

### (1) 方針

鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るための区域として位置付けていることから、特にその生息地としての自然環境の保全を積極的に進めることとする。

なお、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、法第28条の2に基づき保全事業の実施により生息環境の改善に努める。

#### ①管理施設の設置

鳥獣保護区（特別保護地区を含む。）の境界線が明らかになるよう、標識類の設置や補修等により適正な管理に努める。

#### ②利用施設の整備

それぞれの鳥獣保護区の指定目的を達成するため、鳥獣の保護上支障のない範囲内で食餌植物の植栽、巣箱、給餌台等の設置に努める。

#### ③調査巡視等の充実

生息状況の把握、違法狩猟の取締り等、採餌、営巣等のための環境の維持等の観点から、鳥獣保護員によるパトロールを実施する。

#### ④保全事業の実施

保全事業を実施する場合は、関係団体の意見を聴きながら目標や区域及び事業内容を定め、土地所有者等の合意形成、関係機関等との調整を図る。

### (2) 整備計画

#### ①管理施設の設置

市町村、鳥獣保護員等からの要望や情報を元に、新設又は老朽化や損傷等による交換を必要とする「案内板」「木標」「制札」を毎年度整備する。

#### ②利用施設の整備

食餌植物の植栽、巣箱の整備、給餌・給水施設の整備等について、必要な箇所について実施する。

また、市町村における適宜な整備の実施は、妨げないものとする。

#### ③調査巡視等の計画

区 分		平成24年度 ~ 28年度
巡視 (鳥獣保護員)	箇所数	51 箇所
	人数	53 人
管理のための調査の実施		鳥獣保護区（特別保護地区を含む。）を適正に管理し、指定目的の達成に資するため、パトロールに際して標識類や保護施設の現況を調査するものとする。また、定期的に巡回し、鳥獣類の生息状況を把握するとともに、違法捕獲等の防止を図る。

### 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

#### 1 鳥獣の人工増殖

##### (1) 方針

第10次鳥獣保護事業計画の期間終了まで、本県における代表的な狩猟鳥類であるニホンキジとヤマドリ的人工増殖を行い放鳥を進めてきた。本計画期間においても健全なニホンキジとヤマドリ的人工増殖による放鳥効果を高めるため次の点に留意しながら養殖事業者との連携を図る。

なお、本計画期間中は、獣類についての人工増殖は行わないこととする。

##### ①養殖事業者の育成

県内において、放鳥計画に対応する健全なニホンキジとヤマドリの生産量が確保できるように、増殖体制の整備を指導する。

##### ②健全な個体の生産

近親交配による遺伝子の劣化を防止するため、必要に応じて野生から新たな個体を導入するとともに、地域個体群間での交雑を防止する。

##### (2) 人工増殖計画

年度	狩 猟 鳥 獣		備 考
	鳥獣名	指 導 方 法	
24～ 28年度	ニホンキジ ヤマドリ	群馬県日本キジ・ヤマドリ養殖組合員を対象に、生産施設の充実、生産技術の向上や感染症の発生状況等における情報提供を行う。	

#### 2 放鳥獣等

##### (1) 方針

##### ①狩猟鳥獣

ニホンキジとヤマドリは狩猟の対象として人気が高く、人工養殖技術が確立され安定的な供給が可能である。そこで、生息の増加を図る必要が認められる地域や経験の浅い狩猟者の狩猟技術習得の場として適切な地域を中心に、本計画期間中においても引き続き、ニホンキジとヤマドリを次の点を考慮して放鳥する。

なお、哺乳類は、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、放獣は行わない。

ア 放鳥予定地域の生息環境や生息状況等を把握した後に放鳥する。

イ 放鳥個体は、健全なものとする。

ウ 本計画では休猟区の計画はしないが、特例制度の活用等により指定した場合は、その場所への放鳥を最優先とする。ただし、解除する年度には放鳥をしない。

##### ②外来鳥獣等

外来鳥獣等は、新たな農林水産業への被害、在来種との交雑、生息地の餌の競合等により、生態系を攪乱し生物多様性を損なうおそれがあることから、放鳥獣を行わないよう指導を徹底する。

特に、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づき特定外来生物に指定されている鳥獣については、外来生物法により野外に放すことが禁止されていることを、強力で周知する。

##### (2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

生息状況及び人工増殖状況等を考慮し、放鳥計画及び入手計画を決定する。

## 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

### 1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

#### (1) 希少鳥獣

##### ①対象種

法第7条第5項に基づき環境大臣が定める鳥獣、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣及び「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物」において絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類に該当する鳥獣とし、レッドリスト等の見直しに合わせて対象種は見直す。

##### ②保護管理の考え方

ア 個別の種ごとの調査等により、生息状況や生息環境の把握に努める。

イ 必要に応じて鳥獣保護区（希少鳥獣生息地の保護区）の指定等の実施により、種及び地域個体群の存続を図る。

#### (2) 狩猟鳥獣

##### ①対象種

法第2条第3項に基づき定められている鳥獣とする。

##### ②保護管理の考え方

ア 個別の種ごとの調査等により、生息状況等の把握に努める。

イ 関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、農林水産業への被害等の発生状況の把握に努める。

ウ 被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟を活用しつつ、特定計画の積極的な策定及び実施により、被害の防止及び地域個体群の存続を図る。

#### (3) 外来鳥獣等

##### ①対象種

本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。

なお、県内に本来生息地を有しておらず、人為的に県外から導入され県内での農林水産業への被害を生じさせている鳥獣についても、必要に応じて含めるものとする。

##### ②管理の考え方

ア 個別の種ごとの調査等により、生息状況や生活環境・農林水産業への被害及び生態系等への影響について把握に努める。

イ 生活環境、農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣等については、当該外来鳥獣等を根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し、被害の防止を図るものとする。

ウ 外来生物法に基づく特定外来生物は、必要に応じて、外来生物法で定める「防除実施計画」の確認を受けるなど、効率的な防除を推進する。

#### (4) 一般鳥獣

##### ①対象種

(1)～(3)以外の鳥獣とする。

##### ②保護管理の考え方

ア 個別の種ごとの調査等により、生息状況等の把握に努める。

イ 地域個体群の極端な増加又は減少、農林水産業への被害等の発生状況を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じる。特に生息数が著しく増加又は減少している一般鳥獣については、法第7条に基づく特定鳥獣保護管理計画（以下「適正管理計画」という。）の積極的な策定及び実施により、被害の防止や地域個体群の存続を図る。

## 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

### (1) 許可する場合の基本的な考え方

捕獲等又は採取等の目的	説 明
①学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）の目的	当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のものであって、適正な研究計画の下でのみ行われる。
②鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等（以下この事項において「被害」という。）の防止の目的	鳥獣による被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合であって、原則として防除対策によっても被害防止ができないと認められる場合に、その防止及び軽減を図るために行われる。 特に、外来鳥獣等については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図る。 なお、被害に対しその加害鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行うことを、「有害鳥獣捕獲」とする。
③適正管理計画に基づく数の調整の目的	人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図るために、必要な範囲内で捕獲等又は採取等が行われる。
④その他特別な事由を目的とする場合	
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要がある場合
傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する場合
博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	博物館・動物園等の公共施設において、飼育展示する場合
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で、野生の個体を捕獲等又は採取等する場合
伝統的な祭礼行事等に用いる目的	伝統的な祭礼行事等に用いる場合
前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	環境教育のための利用、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とする場合等

(2) 許可することができない場合

区	分
①捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合	
②捕獲等に伴い、地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがある場合	
③捕獲等又は採取等に伴い、鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、生態系の保全に支障を及ぼすおそれがある場合	
④捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は寺社境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがある場合	
⑤特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合	
⑥法第36条及び法施行規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。	
⑦鳥獣の愛玩飼養を目的とした捕獲	

(3) 許可に当たっての留意事項

捕獲方法としてわなを使用する場合は、次の①から③の基準を満たすものとする。

ただし、①のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマの生息状況及び過去（平成元年度以降）の捕獲実績等を勘案して、許可された鳥獣以外の鳥獣の非意図的な捕獲（以下「錯誤捕獲」という。）のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができるものとする。

使 用 目 的	許 可 基 準
①獣類の捕獲等を目的 (②及び③の場合を除く)	くくりわなを使用する場合は、原則として輪の直径が12cm以内で、締付け防止金具を装着したものであること。
②イノシシ及びニホンジカの捕獲等を目的	くくりわなを使用する場合は、①に加えて、ワイヤーの直径が4mm以上で、よりもどしを装着したものであること
③ツキノワグマの捕獲等を目的	はこわな（ドラム缶型わなを含む。）に限ること。

#### (4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、捕獲等する鳥獣の種類及び生息状況等を勘案し、次の条件を付するものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適正な条件を付するものとする。

- ① 捕獲期間、捕獲する区域、捕獲方法、鳥獣の種類及び数の限定
- ② 捕獲物の処理方法
- ③ 捕獲等又は採取等を行う区域での安全確保・静穏保持、捕獲等を行う際の周辺環境への配慮
- ④ 適正なわなの数量の限定及び見回りの実施方法

#### (5) 捕獲実施に当たっての留意事項

① 捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係機関及び関係地域住民等への捕獲内容の周知を図らせるものとする。

② わなの使用に当たっては、次の点について措置されるようにする。

ア 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名又は名称、電話番号、許可証に記載された許可者、許可の有効期間、許可証の番号及び許可を受けた鳥獣又は鳥類の卵の種類を記載した標識の装着を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法に代えることができるものとする。

イ ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導するものとする。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努めるものとする。

#### (6) 捕獲物又は採取物の処理等

① 捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする（適切な処理が困難な場合又は生態系に及ぼすおそれが軽微である場合として、法施行規則第19条で定められた場合を除く。）。

② 捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は、努めてこれを活用するよう指導するものとする。

③ 捕獲物等は違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びニホンカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲等された個体であることを明確にさせるものとする。

④ 捕獲個体を致死させる場合は、できるだけ苦痛を与えない方法をとるよう、指導するものとする。

⑤ 錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用できないので放鳥獣の検討を行うこ

と、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切でないことから、捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導するものとする。

(7) 捕獲等又は採取等の情報の収集

- ① 鳥獣の保護管理の適切な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲等に要した日数等についての報告を、さらには必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等を求めるものとする。
- ② 傷病鳥獣の捕獲においては、①のような捕獲のデータの収集、収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。
- ③ 必要に応じて、捕獲等又は採取等の実施への立ち会い等により、それらが適正に実施されるよう確認するものとする。

(8) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

- ① 生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は他地域と孤立している地域個体群に係る捕獲許可は、特に慎重に取り扱うものとする。
- ② 継続的な捕獲等が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等、適正な捕獲を行う。
- ③ 有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等又は採取等が生じることのないように、各方面を指導する。
- ④ 地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させる等、生息数の確保に努めることも検討する。

3 学術研究を目的とする場合

学術研究及び標識調査等を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、10頁の「1鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取等に係る共通の許可基準」(以下「共通の許可基準」という。)に加えて、原則として次によるものとする。

捕獲の目的	許 可 基 準				
	許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	捕獲方法
学術研究	理学、農学、医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼	必要最小限の種類又は数(羽、頭、個) ただし、外来鳥獣等の場合は、適切な種類又は数(羽、頭、個)	1年以内	必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域(当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合	次の各号に掲げる条件に、適合するものであること。 ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。



捕獲の 目的	許 可 基 準				
	許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	捕獲方法
	を受けた者			に限る。)及び法 施行規則第7条第 1項第7号イから チまでに掲げる区 域は除く。ただし、 特に必要が認めら れる場合は、この 限りでない。	①法第12条第1項又 は第2項に基づき、禁 止されている猟法でな いこと。 ②殺傷又は損傷を伴う 捕獲方法の場合は、研 究目的を達成するた めに必要最小限と認め られるものであること。
<p><b>【研究の目的及び内容】</b> 次のいずれにも該当するものであること</p> <p>①主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究である。 ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。</p> <p>②鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められる。</p> <p>③主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究である。 また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものである。</p> <p>④研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として一般に公表される。</p>					
<p><b>【捕獲等又は採取等後の措置】</b> 原則として、次に掲げる条件に適合するものであること。</p> <p>①殺傷又は損傷を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められる。</p> <p>②個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わない。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。</p> <p>③電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められる。 なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものとする。また、装着する標識が観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報の公開を申請者に求めるよう努める。</p>					
<p><b>【その他】</b> 環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱う。</p>					

捕獲の 目的	許 可 基 準				
	許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区 域	捕 獲 方 法
標 識 調 査  (環境 省足環 を装着 する場 合)	国若しくは 都道府県の 鳥獣行政事 務担当職員 又は国若し くは都道府 県より委託 を受けた者 (委託を受 けた者から 依頼を受け た者を含 む。)	原則として、標 識調査を主たる 業務として実施 している者にお いては、鳥類各 種各2,000 羽以内、3年以 上継続して標識 調査を目的とし た捕獲許可を受 けている者にお いては、同各1, 000羽以内、 その他の者にお いては同各50 0羽以内。ただ し、特に必要が 認められる種に ついては、この 限りでない。	1年 以内	原則として、法施 行規則第7条第1 項第7号イからチ までに掲げる地域 は除く。 ただし、特に必要 が認められる場合 は、この限りでな い。	原則として、網、わな 又は手捕とする。

#### 4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

##### (1) 基本的考え方

鳥獣による被害は、その種類により加害時期、地域、被害程度等、多様な状況にある。

被害を軽減し、もって生物の多様性の確保、生活環境や生態系の保全及び農林水産業の健全な振興に寄与するため、鳥獣による被害発生について予察を行い、生息状況、被害実態及び防除対策の実施状況を正確に把握した上で関係者との連携を図り、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理、人の生活に伴い発生するゴミや安易な餌付けによる被害の誘引等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

##### (2) 許可基準等

###### ①方針

ア 有害鳥獣捕獲のための許可は基本的考え方に従うが、外来鳥獣等による被害の防止を図る場合においては当該外来鳥獣等の根絶又は抑制するため、積極的に有害鳥獣捕獲を行う。

イ 被害のおそれのある場合に予察として実施する有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は23頁の(3)の②で記載する被害発生予察表に掲げる鳥獣（ツキノワグマは参考。）を対象とし、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可をする。また、目的を「有害鳥獣捕獲のため（予察捕獲）」とし、許可証に記載する

とともに鳥獣捕獲等許可台帳などにも記載し整理する。ただし、アライグマ、ハクビシン等外来鳥獣等については、積極的に有害鳥獣捕獲を行う必要があることから、被害発生予察表によらず県内全域において通年で許可することができるものとする。

ウ 有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び衣服等により実施者であることを明確にさせる。

エ 有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、許可対象者及び捕獲の実施者は錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講ずることとする。

## ②許可基準

鳥獣による被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合であって、原則として防除対策等によっても被害防止ができないと認められる場合に、次により許可を行う。

ア 許可対象者

(ア) 許可申請者

次に掲げる者とする。

a 国、地方公共団体及び環境大臣が定める法人（農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会）

b 被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人

(イ) 実施者

a 国、地方公共団体及び環境大臣が定める法人

装薬銃を使用する場合においては、第一種銃猟免許、空気銃を使用する場合は第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許、わなを使用する場合はわな猟免許、網を使用する場合は網猟免許を所持する有害鳥獣捕獲隊員又は対象鳥獣捕獲員※1（対象鳥獣※2を捕獲する場合に限る。）とする。

ただし、わな免許を所持する被害農林事業者が、高水準な被害に対処するため、被害農林事業者の所有農林地及び借地等適法な手続きによる耕作地等において、市町村長の捕獲許可権限となっている有害鳥獣（ツキノワグマを除く）を、有害鳥獣捕獲隊員の捕獲指導を受けて行う場合は、有害鳥獣捕獲の実施者になることを認める。

b 被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人

農林業被害の防止の目的で、被害農林業者が所有農林地及び借地等適法な手続きによる耕作地等又は生活環境被害の防止の目的で、生活環境被害者の所有地及び借地等適法な手続きによる管理地等において、イノシシ、ニホンジカ及びアライグマ、ハクビシン等中小型獣類を捕獲するため、わな猟免許を所持し、捕獲した個体の適切な処分ができる被害農林事業者又は生活環境被害者等とする。

なお、捕獲方法は「はこわな」及び「囲いわな」による捕獲とし、イノシシ、ニホンジカについては銃器による止めさしも可能とする。ここで、銃器を使用して止めさしを行う場合、申請者又は共同申請者（被害農林業者又は生活環境被害者であること及びわな猟免許を所持する者であることを問わない。）に銃器を使用して止めさしができる者で、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年3月10日法律第6号）等他の法令を含め適法かつ安全に実施することができ、使用する銃器の種類に係る狩猟免許を所持する者を含める。

また、上記捕獲場所において捕獲できない場合、捕獲許可の権限を有する者が、加害鳥獣の行動や現地の状況等を考慮し、やむを得ないと判断される必要最小限度の範囲に限りその範囲

を拡大することができる。

ただし、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある場合及び捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げるときは、狩猟免許の所持及び有害鳥獣捕獲隊員等であることを問わない。

- a) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内（塀等により明らかに他と区分できる敷地を含む。）において、小型のはこわな又はつき網を用いて若しくは手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の中小型の鳥獣を捕獲する場合
- b) 農林業被害の防止の目的で、被害農林業者が被害農林業者の所有農林地及び借地等適法な手続きによる耕作地等において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカを捕獲する場合
- c) ゴルフ場等の管理において、管理者（管理者から依頼を受けた者を含む。）が、適正な管理をする上で支障となるネズミ・モグラ類を小型の箱わな等で捕獲等をする場合
- d) 送電線等におけるカラス類の巣材による電気事故等の防止のため、送電鉄塔等の設置管理者（設置管理者から依頼を受けた者を含む。）が、その巣の撤去に伴い当該巣にある卵、雛を手捕りにより捕獲等又は採取等をする場合

※1 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「特措法」という。）第9条第5項の規定する対象鳥獣捕獲員。

※2 特措法第4条第2項第2号の規定する対象鳥獣

※参考【有害鳥獣捕獲実施者整理表】

区		分				備考
		有害鳥獣種	捕獲場所	狩猟免許所持者 ※1		
捕獲隊等	(イ)aに規定する被害農林業者			(イ)bに規定する被害者等		
有害鳥獣全般		○	×	×	×	
獣	市町村長の許可権限鳥獣	農林業地 その他	○	○	×	ツキノワグマを除く
	×		×	×		
種内	アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等中小型鳥獣	建物内等 農林業地	○	×	○ ※2	○ ※3
	×		○	×		
訳	イノシシ、	建物内等 農林業地	○	×	○ ※2	×
	ニホンジカ		○	○	○ ※4	

※1 「捕獲隊等」とは、(イ)実施者aの有害鳥獣捕獲隊員及び対象鳥獣捕獲員

「(イ) a に規定する被害農林業者」とは、(イ)実施者aただし書きのわな免許を所持する被害農林事業者

「(イ) b に規定する被害者等」とは、(イ)実施者bの被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者

※2 捕獲方法は、はこわな又は囲いわなとする。

※3 捕獲方法は、小型のはこわな又はつき網若しくは手捕りとする。

※4 捕獲方法は、囲いわなとする。

#### (ウ) 実施人数

有害鳥獣捕獲の実施者の人数は必要な人数にするとともに、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、その中には被害の発生地地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。

加えて、効率的な有害鳥獣捕獲の推進を図るため、地元住民の協力が得られる体制を整備するよう努めるものとする。

#### イ 鳥獣の種類・数

(ア) 有害鳥獣捕獲の対象鳥獣の種類は、現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。

(イ) 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の a 又は b のいずれかに該当する場合を対象とする。

a 現に被害を発生させている鳥類を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ目的が達成できない場合

b 建築物、鉄塔等の管理のため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等をしなければ目的が達成できない場合

c 営巣地等の管理・対策のため、目的を達成させるために必要となる巣の除去等に伴い卵の採取等を行わなければならない場合

(ウ) 捕獲等又は採取等の数は、被害の防止や軽減の目的を達成するために必要最小限の数(羽、頭、個)とする。

ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には(イ)、(ウ)は適用しない。

#### ウ 時期・期間

(ア) 有害鳥獣捕獲を実施する時期は、原則として被害が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲が実施できる時期とする。ただし、被害の発生が予察される場合、又は鳥類の卵の採取等をする場合等、特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

(イ) 有害鳥獣捕獲を実施する期間は、原則として地域の実情に応じた捕獲等を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とする。

(ウ) 有害鳥獣捕獲の対象以外の鳥獣の繁殖に影響がある期間は、できるだけ避けるように考慮する。

(エ) 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等(「登録狩猟」という。)又は 狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応する。

## エ 区域

- (ア) 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。
- (イ) 被害が複数の市町村にまたがって発生する場合は、被害の状況に応じ市町村域を越えて連携して広域的な有害鳥獣捕獲を実施する等、効果的に実施されるよう配慮する。
- (ウ) 鳥獣保護区等で有害鳥獣捕獲を実施する場合は、他の鳥獣の繁殖に影響が生じないように配慮する。特に、集団渡来地の鳥獣保護区等、鳥獣の保護を図ることが必要な地域においては、特に慎重に取り扱う。
- (エ) 銃器に係る特定猟具使用禁止区域内で、やむを得ず銃器による有害鳥獣捕獲を行う場合は、必要最小限の区域とし、安全性の確保に万全の措置を講ずるよう指導する。

## オ 方法

- (ア) 従来捕獲実績を考慮し、最も効果的かつ安全な方法を選択すること。
- (イ) 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合はこの限りでない。
- (ウ) 法第15条第1項に基づく鉛製銃弾を対象とした指定猟法禁止区域においては、使用が禁止される鉛製銃弾は使用しない。
- (エ) 猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。
- (オ) 有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法をとる場合は、結果として被害の発生を遠因を生じさせてしまうことがないよう指導する。
- (カ) ネズミ・モグラ類は科レベルの捕獲等を認めるが、希少な種の生息が確認されている地域では生け捕りを原則とし、「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物」の記載種を捕獲した場合は放獣する。
- (キ) 有害鳥獣捕獲の実施期間は、それを実施していることを看板等により周知し、安全管理に万全を期するとともに、猟具ごとに、見やすい場所に住所及び氏名又は名称その他環境省令で定める事項を表示するものとする。また、鳥獣捕獲許可申請書に猟具の架設数及び架設場所を明示する。

カ 鳥獣の種類別許可基準

許可権者	鳥獣名	許可基準						被害農林水産物等	
		区域	時期	方法	期間	不所持者対応	1人当捕獲数		
市町村長	ニホンザル※1	県内一円	4月1日 ～ 翌年 3月31日	銃器	60日以内	－	必要数	予察表に準ずる	
	ドバト※2、 アライグマ、ハクビシン、タイワンリス、シマリス、ミンク、ヌートリア			銃器以外		条件1			
	ツキノワグマ ※3			銃器		10日以内			－
	カルガモ、コウライキジ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、ノウサギ、	下記以外の区域	ただし、狩猟期間を除く。 ※4	銃器	60日以内	銃器以外			－
				銃器以外					
		鳥獣保護区	4月1日 ～ 翌年 3月31日	銃器以外	60日以内	条件2			
		休猟区	条件1						
ハシボソガラス ハシブトガラス ※1	特定猟具使用禁止区域	銃器以外	60日以内	条件1					

※1 平成15年3月7日付け自環第7221-29号の「特定鳥獣保護管理計画に基づくニホンザル捕獲事務実施要領」に基づく捕獲許可申請は、長期の許可を認めるものとする

※2 卵の採取等を含む。

※3 人畜に危害を発生させ又は発生させるおそれがあるものに限る。

※4 人身事故の発生又は発生するおそれのある場合で、かつ猟友会の承諾が得られた場合に限り、狩猟期間内の可猟地におけるツキノワグマ及びイノシシの捕獲等を許可の対象とする。

【狩猟免許不所持者に対する許可の条件】

〈条件1〉

法第9条第3項の各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより捕獲する場合。

なお、塀等により明らかに他と区分できる敷地については、建物内に含めることができるものとする。

〈条件2〉

法第9条第3項の各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、農林業被害の防止の目的で農林業者が所有農林地及び借地等適法な手続きによる耕作地等において囲いわなを用いて捕獲する場合。

許可権者	鳥 獣 名	許 可 基 準						被害農林水産物等
		区 域	時 期	方法	期 間	不所持者対応	1人当捕獲数	
知事	ネズミ・モグラ類 ※5	県内一円	4月1日 ～ 翌年 3月31日	銃器以外	6箇月以内	上記に準ずる	必要数	予察表に準ずる
	銃器銃器以外			60日以内				
	ツキノワグマ (※3を除く)		銃器	10日以内				
		銃器以外	30日以内					
市町村長の許可権限以外の狩猟鳥獣(知事許可権限のツキノワグマを除く)	下記以外の地域	4月1日 ～ 翌年 3月31日 ただし、 狩猟期間 を除く。	銃器	60日以内	銃器以外			
鳥獣保護区 休猟区 特定猟具使用禁止区域	4月1日 ～ 翌年 3月31日							

※5 農業又は林業の事業活動に伴うやむを得ず行う捕獲等は許可を要しない。(法第13条第1項) ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミは法の適用除外(法第80条第1項)



### (3) 鳥獣による被害発生予察表の作成

#### ①被害発生予察表に係る方針等

予察捕獲を実施するに当たっては、第10次鳥獣保護事業計画期間における捕獲実績等に基づき、被害を及ぼした鳥獣ごとに農林水産物への被害や作付け状況、鳥獣の生息状況等を勘案して、被害発生予察表を作成する。

また、被害の発生状況については、定期的に点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど、適正に対処する。

なお、適正管理計画に基づく個体数調整を目的とした捕獲等に努めるものとする。

#### ②被害発生予察表

23頁に示す。(平成17～21年度の被害発生状況に基づき作成。また、ツキノワグマは参考)

#### ③被害発生予察地域

24頁に示す。(平成17～21年度の被害発生状況に基づき作成。また、ツキノワグマは参考)

被害発生予察表

(1) 予察捕獲許可対象種

事 項 加害鳥獣名	被害農林 水産物等	被害発生時期(月)												被害発生地域	備 考	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		その他	
カラス類	果樹、野菜、稲、麦類、 飼料作物、雑穀、芋類、 豆類、工芸作物														中山間耕作地、平野耕作地、果樹園、住宅地	生活環境被害
スズメ類	果樹、野菜、稲、麦類、 飼料作物、雑穀、芋類														中山間耕作地、平野耕作地、果樹園、住宅地	
キジバト	野菜、稲、麦類、飼料作物、雑穀														中山間耕作地、平野耕作地	
ドバト	果樹、野菜、稲、麦類、 飼料作物、雑穀、芋類														中山間耕作地、平野耕作地、果樹園、住宅地、工場	生活環境被害
カルガモ	果樹、野菜、稲、飼料作物、芋類														中山間耕作地、平野耕作地、果樹園	
ヒヨドリ	果樹、野菜、飼料作物														中山間耕作地、平野耕作地、果樹園	
ムクドリ	果樹、野菜、稲、麦類、 飼料作物、雑穀、芋類														平野耕作地、果樹園、住宅地	生活環境被害
カワウ	魚類														河川、湖沼、養殖池、人工池	
ノウサギ	人工林、野菜、稲、飼料作物														森林、中山間耕作地	
キツネ	野菜、芋類															
タヌキ	果樹、野菜、飼料作物、雑穀、芋類、豆類														中山間耕作地、平野耕作地、果樹園、住宅地	
イノシシ	人工林、果樹、野菜、稲、麦類、飼料作物、雑穀、芋類、豆類、工芸作物、タケノコ、花木														森林、中山間耕作地、平野耕作地、果樹園、牛舎	生態系被害 生活環境被害
ニホンジカ	人工林、果樹、野菜、飼料作物、雑穀、芋類、豆類、工芸作物														森林、中山間耕作地	生態系被害 生活環境被害
ニホンザル	果樹、野菜、稲、飼料作物、芋類、豆類、椎茸														中山間耕作地、平野耕作地、果樹園	生活環境被害
ハクビシン	果樹、野菜、飼料作物、雑穀、芋類、豆類														中山間耕作地、平野耕作地、果樹園、住宅地	生活環境被害
ネズミ・モグラ類	芝生														ゴルフ場	
アライグマ	果樹、野菜、飼料作物、雑穀、芋類、豆類														中山間耕作地、平野耕作地、果樹園、住宅地	生活環境被害

(2) 予察捕獲非対象種 (参考)

事 項 加害鳥獣名	被害農林 水産物等	被害発生時期(月)												被害発生地域	備 考	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		その他	
ツキノワグマ	人工林、果樹、野菜、飼料作物、蜂蜜、鶏の餌														森林、中山間耕作地、果樹園、鶏舎、人家周辺	生活環境被害

被害発生予察地域

市町村名等  加害鳥獣名	渋川					西部		藤岡			富岡			吾妻							
	前橋市	伊勢崎市	玉川町	渋川市	榛東村	吉岡町	高崎市	安中市	藤岡市	上野村	神流町	富岡市	下仁田町	南牧村	甘楽町	中之条町	長野原町	嬭恋村	草津町	高山村	東吾妻町
カラス類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
スズメ類	○	○		○	○	○	○	○				○	○		○	○	○			○	○
キジバト				○			○								○	○				○	○
ドバト	○	○		○	○	○	○	○			○				○		○		○	○	○
カルガモ		○					○								○						
ヒヨドリ				○	○		○		○				○		○		○		○	○	○
ムクドリ	○	○			○	○									○		○				○
カワウ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ノウサギ	○						○	○		○	○			○	○		○		○	○	○
キツネ															○						○
タヌキ	○	○		○	○	○	○	○			○	○		○	○						○
イノシシ	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ニホンジカ	○			○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ツキノワグマ	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ニホンザル							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ハクビシン	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ネズミ・モグラ類	○			○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アライグマ	○			○		○	○				○	○	○	○	○	○				○	○

市町村名等  加害鳥獣名	利根沼田					桐生								
	沼田市	片品村	川場村	昭和村	みなかみ町	太田市	館林市	板倉町	明和町	千代田町	大泉町	邑楽町	桐生市	みどり市
カラス類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
スズメ類	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○	○
キジバト		○						○				○		
ドバト	○							○	○	○		○	○	
カルガモ								○	○	○	○		○	○
ヒヨドリ	○							○		○				
ムクドリ								○						○
カワウ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ノウサギ	○	○	○										○	○
キツネ														○
タヌキ								○						○
イノシシ	○	○	○	○	○	○	○						○	○
ニホンジカ	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○
ツキノワグマ	○	○	○	○	○	○							○	○
ニホンザル	○	○	○	○	○	○							○	○
ハクビシン	○	○	○	○	○	○	○							○
ネズミ・モグラ類					○									○
アライグマ	○				○									

#### (4) 鳥獣の適正管理の実施

##### ①方針

深刻な被害を及ぼす鳥獣については、最新の生息状況等を把握しつつ、被害の防止・軽減を図るため、適切な管理方策の確立を目指すものとする。

##### ②防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備 考
ニホンジカ ニホンザル ニホンカモシカ ツキノワグマ イノシシ	24 ～ 28 年度	適正管理計画に基づき、効果的な防除方法の検討や、適切な個体数管理の実施を図る。	被害マップを作成し、被害状況を的確に把握するとともに、各種施策に役立てる。
カワウ		出没及び捕獲情報の収集に努め、有効な防除方法等の検討を進める。	
アライグマ		生息状況調査を継続し、防除方法等の検討を進める。	

#### (5) 適正化のための体制の整備等

##### ①方針

市町村長は有害鳥獣捕獲を安全かつ効率的に実施するため、関係者間の連携を図り有害鳥獣捕獲隊を編成する。

また、併せて多様な立場の方々を構成員とした協議会の設置や被害防止対策研修会等を実施し、関係機関等の連携強化と被害防止体制の充実を図る。

##### ②有害鳥獣捕獲隊の編成及び任務等

ア 市町村長は、有害鳥獣捕獲隊編成計画により有害鳥獣捕獲隊を編成し、各隊ごとの名簿を整備する。

イ 有害鳥獣捕獲隊は、各隊ごとに隊長を定める。

ウ 隊長は関係機関等との連携を図り、捕獲実施時の事故防止等に万全を期す。

エ 隊員は3年以上の登録狩猟の経験がある者のうちから適任者を選任する。ただし、銃器を使用する場合は、捕獲従事前1年以内に狩猟者登録を受けた者に限る。

オ 市町村長は、捕獲隊の編成上、上記エにより難しい場合は、1年以上の登録狩猟の経験がある者のうちから適任者を隊員に選任することができる。

ただし、この場合、該当する隊員が使用できる猟具は、わなのみとする。

カ 隊員は法令を遵守し、捕獲に伴う危険防止に積極的に努めるとともに、衣服等により捕獲隊員であることを明確にするよう努める。

キ 著しく被害を及ぼし、かつ、その行動圏が広域な鳥獣の捕獲等については、近隣市町村が連携を図り同日に捕獲実施をするなど、より効果が期待できる捕獲方法の活用を検討する。

なお、必要に応じて、近隣の市町村の有害鳥獣捕獲隊員も実施者に加えられるものとする。

③有害鳥獣捕獲隊編成計画

所属	市町村名	隊数	隊員数
渋川森林事務所	前橋市	9	59
	伊勢崎市	4	66
	玉村町	1	5
	渋川市	8	87
	榛東村	1	12
	吉岡町	1	12
	計	24	241
西部環境森林事務所	高崎市	11	155
	安中市	4	75
	計	15	230
藤岡森林事務所	藤岡市	3	50
	上野村	3	30
	神流町	1	20
	計	7	100
富岡森林事務所	富岡市	8	65
	下仁田町	5	47
	南牧村	2	12
	甘楽町	1	29
	計	16	153
吾妻環境森林事務所	中之条町	5	150
	長野原町	3	25
	嬭恋村	3	33
	草津町	1	10
	高山村	5	30
	東吾妻町	5	60
	計	22	308
利根沼田環境森林事務所	沼田市	11	95
	片品村	1	48
	川場村	1	13
	昭和村	1	16
	みなかみ町	10	105
	計	24	277
桐生森林事務所	太田市	3	30
	館林市	3	30
	板倉町	2	14
	明和町	0	0
	千代田町	2	11
	大泉町	0	0
	邑楽町	3	20
	桐生市	7	76
	みどり市	3	98
	計	23	279
	合計		131

(6) 許可権限の市町村長への委譲

- ① 有害鳥獣捕獲の必要性は、被害が発生している市町村が最も確かな情報を把握している。  
また、有害鳥獣捕獲の実施は被害発生後、迅速な対応が求められることから、知事の権

限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、当該種の生息状況等を踏まえた広域的な見地からの必要性並びに市町村における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し、必要に応じて対象とする市町村や種を限定するなど、適切に市町村長に委譲すること（委譲の見直しも含む。）を検討する。

- ② 13頁の（8）に示す場合及び法第12条に基づき狩猟の禁止又は制限がなされている絶滅のおそれのある地域個体群についての捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護管理が求められる場合については、市町村における十分な判断体制の整備等に配慮する。
- ③ 捕獲許可に係る権限を委譲した市町村に対しては、関係法令及び本計画等に従って適正に許可事務が遂行されるよう助言するとともに、当該事務の執行状況が適切に報告されるよう要請する。
- ④ 捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村にまたがり多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続き上過度の負担を課すことにならないよう配慮する。

## 5 適正管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、共通の許可基準に加えて、原則として次によるものとする。

許可対象者	市町村長又は適正管理計画の目的達成のため、特に必要が認められる者
鳥獣の種類	適正管理計画を定めた鳥獣
鳥獣の数	適正管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数であること。
期間	①適正管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること（1年以内） ②希少猛禽類の保護及び繁殖に支障のある期間は、避けるよう考慮すること。 ③狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲等の必要性を十分に審査する等、適切に対応すること。
区域	適正管理計画の達成を図るために、必要かつ適切な区域とすること。
方法	①法第15条第1項に基づく鉛製散弾を対象とした指定猟法禁止区域においては、使用が禁止される鉛製散弾は使用しないものとする。 ②猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めること。
留意事項	捕獲等に当たっては、適正管理計画に定める鳥獣類の個体数調整の進め方を別に定め、適正に対応すること。

※ニホンカモシカの捕獲等には、文化庁長官の特別天然記念物カモシカ現状変更許可が必要

## 6 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可については、共通の許可基準に加えて、原則として次によるものとする。

捕獲の目的	許可基準				
	許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	捕獲方法
①鳥獣の保護に係る行政事務の遂行	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員	必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）	1年以内	申請者の職務上必要な区域	原則として法第12条第1・2項
②傷病により保護を要する鳥獣の保護	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者			必要と認められる区域	
③博物館、動物園その他これに類する施設における展示	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）	6箇月以内	原則として、法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	網、わな又は手捕
④養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数（羽、個）とし、放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体			
⑤伝統的な祭礼行事等に用いる	祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲等又は採取等により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）	必要最小限の捕獲とし、行事等に用いた後は放鳥獣（致死させることによらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）	30日以内	なお、「養殖している鳥類の過度の近親交配の防止」を目的とした捕獲等は、原則として住所地と同一の区域とする。	原則として法第12条第1・2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
⑥鳥獣の保護その他公益に資すると認められる	捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。				

## 7 鳥類の飼養の適正化

### (1) 方針

野生の鳥類は野外で自然のまま観察すべきであり、本県においては、愛がん飼養を目的とした鳥獣の捕獲許可は行わないこととする。

また、鳥獣の飼養登録については、その権限を市町村長に移譲しているが、これまでに許可したものについては、市町村長と連携を図り適正な飼養に向けて強力な指導を行う。

### (2) 飼養適正化のための指導内容

- ① 広報媒体等を利用して、県民に対し愛鳥思想の普及を図る。
- ② 現在、飼養登録されている個体については、次によりその適正な管理を図る。
  - ア 登録票の更新は、飼養個体と装着登録票（足環）を照合し、確認した上で行う。
  - イ 長期的な更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認するなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行う。
  - ウ 装着登録票の損壊等による再交付は原則として行わず、損壊時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。
- ③ 他の都道府県において愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認し、不正な飼養が行われないようにする。
- ④ 違法飼養の防止を図るため、「野生鳥獣の違法捕獲防止対策連絡会議」を定期的で開催し、取締まりの重点項目の協議と、県警を含む関係機関及び関係団体の連絡体制の整備を図る。

## 8 販売禁止鳥獣等

### (1) 許可の考え方

法第23条で規定する販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次の①、②のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

- ① 販売の目的が法第24条第1項及び法施行規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し、個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。

### (2) 販売適正化のための指導内容

販売に係る許可権限は市町村長に移譲しているが、販売許可証に付する条件は、販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）等とする。



## 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

### 1 特定猟具使用禁止区域の指定

特定猟具（銃器・わな）の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏保持のため、法第35条の規定に基づき知事が特定猟具の使用を禁止する区域を指定するものであり、その方針等は次のとおりである。

#### (1) 方針

次に掲げる地区や、本計画で計画しない区域であっても必要があると認める場合は、地域の実情を踏まえ機動的に指定を進める。

なお、過去に指定した銃猟禁止区域は特定猟具使用禁止区域（銃）に名称を変え、その効果を継承するので、注意するものとする。

#### ①銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれの高い区域

#### ②静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

#### ③わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のために利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い地域

#### (2) 特定猟具使用禁止区域の指定計画

区 域		既指定特定猟具用禁止区域(A)	項目	本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域					
				年度	24	25	26	27	28
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	149	箇所	1	2		1		4
	面積	51,380ha	変動面積	188	72		17		277
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	0	箇所						
	面積	0 ha	変動面積						

項目	本計画期間に期間満了により消滅 する特定猟具使用禁止区域						計画期間 中の増減 (D:B-C)	計画終了時の 特定猟具使用禁 止区域(A+D)
	24	25	26	27	28	計(C)		
年度	24	25	26	27	28	計(C)	(D:B-C)	計画終了時の 特定猟具使用禁 止区域(A+D)
箇所	1	2		1		4		149
変動面積	188	72		17		277	0 ha	51,380ha
箇所							0	0
変動面積							0 ha	0 ha

### (3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

年度	銃猟に伴う危険を防止するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称(特定猟具名)	指定面積	指定 期間	備 考
24	桐生市新里町	新里町山上・鶴ヶ谷(銃)	188ha	5	再指定
	計		188ha		
25	伊勢崎市日乃出町	粕川第二(銃)	2ha	3	再指定
	みどり市東町	神戸・座間(銃)	70ha	5	再指定
	計		72ha		
27	伊勢崎市波志江町	波志江沼(銃)	17ha	5	再指定
	計		17ha		
合 計			277ha		

## 2 特定猟具使用制限区域の指定

特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について、法第35条の規定に基づき知事が指定するものである。

休猟区解除後の区域等、狩猟者の集中的入猟が予想され、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じて指定を検討する。

## 3 猟区設定のための研究

猟区は、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施のため、猟場の一部を区切って排他的な入猟者数、入猟日、捕獲対象鳥獣及び捕獲数の制限等を行う区域であり、設定に当たっ

ては法第68条に基づき知事の許可が必要になる。

猟区は経験の浅い狩猟者の育成の場としても有効であると考え、設定の可能性等について関係団体等とともに研究を進める。

#### 4 指定猟法禁止区域

##### (1) 方針

地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣を保護するために必要な区域については、法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域の指定（環境大臣が指定する同区域を除く。）を検討するものとする。

特に、鉛製散弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等現状を把握・分析し、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて鉛製散弾の使用を禁止する指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

また、鉛製散弾を使用する猟法以外にあって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じた場合には、科学的、客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定に努めるものとする。

##### (2) 許可基準

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがあるなど鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼすなど生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外には、許可するものとする。

なお、その許可に当たっては、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び員数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について条件を付すものとする。

##### (3) 指定状況

指定猟法の種類	区 域 名 称	面積	存続期間	備 考
鉛製散弾の使用	利根大堰指定猟法禁止区域 (邑楽郡千代田町)	ha 104	永年	鉛散弾規制区域から 移行

## 第六 特定鳥獣保護管理計画の策定に関する事項

### 1 特定鳥獣保護管理計画の策定に関する方針

本県には、農林作物への加害と自然環境への影響を与え、また、人家周辺へ出没し人間社会とさまざまな軋轢を生じているニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等が生息する一方で、農林水産業への被害や人身事故の発生はあるものの生息頭数の減少が危惧されているツキノワグマ等が生息する。

県環境基本計画では、「多様な動植物が生息する」を重要課題の一つとしている。自然の重要な構成要素である鳥獣と人との適切な関係を構築するには、地域的に個体数の著しい増加又は分布域の拡大により顕著な農林水産業への被害等を発生させ、人との間に軋轢が深刻化している鳥獣又は地域的に個体数が著しく減少している鳥獣について、その地域個体群の長期にわたる安定的な保護も含めて、科学的な調査に基づく生息状況や生態系への影響等を的確に把握し、法第7条に基づく特定鳥獣保護管理計画（以下「適正管理計画」という。）を策定し、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護管理事業を総合的・継続的に実施することが重要である。

そのため、学識経験者、関係行政機関、関係団体等からなる保護管理検討会において必要な検討・評価を行い、適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見や各地の実施事例に基づいた保護管理の適正な目標設定を行い、県、市町村等の関係行政機関や農林業・自然保護・狩猟等関係団体が協力し、多岐にわたる保護管理事業の推進に取り組むものとする。

さらには、県域をまたがり分布又は移動する鳥獣の地域個体群の保護管理に当たっては、関係県と協調して、広域的な保護管理に努めるものとする。

### 2 適正管理計画

適正な個体数レベルへの誘導を行う必要がある次の鳥獣については、適正管理計画を策定し、法第14条に基づく特定鳥獣に係る特例を活用するなどして各種施策を展開する。

計画策定年度	計画策定の目的	対象鳥獣の種類	本計画における計画の期間	対象区域	備考
22年度	鳥獣の適正管理を継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図りつつ、農林水産業への被害の軽減及び生態系の被害抑制を図る。	ニホンジカ	24年度～ 27年10月31日	県内全域	第Ⅲ期
22年度		ニホンカモシカ	24年度～ 27年度	利根・吾妻地域、桐生・足尾地域、西上州地域	第Ⅱ期
23年度		ニホンザル	24年度～ 28年度	県内全域（国指定浅間鳥獣保護区は除く）	第Ⅲ期
22年度		イノシシ	24年度～ 27年10月31日	県内全域	第Ⅰ期
23年度		ツキノワグマ	24年度～ 28年度	越後・三国地域個体群、 関東山地地域個体群	第Ⅰ期

なお、生息動向、生息環境、被害等についてモニタリングし、適正管理計画の進捗状況を点検するとともに、その結果を保護管理事業にフィードバックさせるものとする。特に個体数調整を目的とした捕獲等の実行や狩猟の実施に伴い捕獲等した個体に係るデータやサンプルの収集、捕獲方法や捕獲者の捕獲努力量等の捕獲に係る情報収集に努める。

また、目標の達成度により、計画期間の満了に伴う次期適正管理計画の策定（更新）を検討する。

さらに、これら以外の鳥獣で本計画の期間中に総合的な保護管理対策を講じる必要が生じた場合は、当該鳥獣についての適正管理計画の策定を検討するものとし、内水面漁業に影響を与えているカワウについての適正管理計画の策定に着手する。

### **3 適正管理計画の取組みの充実**

#### **(1) 実施計画の作成に関する方針**

適正管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため、県や鳥獣保護事業の一部を行う市町村は必要に応じて、年度ごとに実施計画を作成する。

特にニホンザルは群に応じた地域事業計画を市町村が作成できるものとし、ニホンカモシカは市町村が作成した年次計画をベースに県が個体数調整実施計画を作成する。

#### **(2) 実施計画に基づく保護管理の推進**

鳥獣による農林水産業への被害等の対策は、捕獲による対応のみでは不十分であるとの認識の下、環境森林部は農政部等と鳥獣の生息状況及び被害状況に関する情報を共有して連携を図り、組織を横断した総合的な保護管理事業の取り組みに努める。

## 第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

### 1 基本方針

科学的知見に基づいた鳥獣の保護管理及び保護施策の適切な推進を図るため、県内における鳥獣の分布・密度等の調査を実施する。調査は、研究機関、博物館、関係団体及び有識者の協力や助言を得ながら近接県と連携しつつ実施するとともに、必要に応じ専門機関へ調査を委託する。

なお、生息分布状況調査をメッシュ単位で行い情報の標準化を図るものとし、調査結果等については資料として集積・保存管理を行い、一般公開を原則とする。

### 2 鳥獣保護対策調査

#### (1) 方針

県内に生息する野生鳥類の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、第4次鳥獣保護事業計画から実施している鳥類生息密度調査を継続して行うほか、希少鳥獣の保護対策調査、鳥獣保護区の解除調査等を実施する。

#### (2) 鳥類生息密度調査

この調査は、県内を河川流域別に行うもので、過去の調査記録についてデータベース化を推進し、生息動向を解析する。

対象 鳥獣名	調査 年度	調査方法 ・内容	調 査 地 域			調査 時期
			流域名	市 町 村	メッシュ数	
全ての 鳥類	24	市町村別に2万5千分の1の地形図を4分割したメッシュごとに生息良好と思われる地点を選び、ライン踏査による分布調査を行う。調査結果は報告書として印刷製本し、県内の図書館や高等学校等を含む関係機関に配付するとともに有償頒布などにより広く公表するものとする。	神流川 鏑川	藤岡市、高崎市、神流町、上野村、富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町 計8市町村	38	・5～7月の繁殖期に4回 ・12～1月の冬期に1回
	25		碓氷川、 鳥川、 利根川 (中流)	渋川市、榛東村、吉岡町、高崎市、安中市 計5市町村	34	
	26		吾妻川	中之条町、東吾妻町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村 計6町村	43	
	27		利根川 (上流)	沼田市、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村 計5市町村	43	
	28		利根川、 渡良瀬川	前橋市、桐生市、渋川市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町 計13市町	60	
合 計					218	

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類等一斉調査

対 象 地 域	調査年度	調査方法・内容	備 考
県内一円の河川、湖沼等ガン・カモ・ハクチョウ類等の全ての渡来地又は生息地	24年度 ～ 28年度	調査地区ごとに調査員を配置して、種ごとに個体数をカウントする。	毎年度1月中旬に調査日を定め、県下一斉に調査を行う。

(4) 鳥獣保護区の解除調査

対象鳥獣保護区等の名称	調査年度	調 査 方 法 ・ 内 容	備考
袈裟丸山 狩猟鳥獣捕獲禁止区域	24年度 ～ 25年度	ニホンジカによる人工林の樹皮剥ぎ被害に対処するため、一時的に鳥獣保護区を解除するが、解除後にニホンジカの生息状況と植生について、モニタリング調査を実施する。	

### 3 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟の適正化と捕獲の担い手確保を図るため、県内における狩猟鳥獣の生息状況及び狩猟の実態等の調査を実施する。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

適正管理計画を策定しているニホンジカ及びツキノワグマについては、生息状況調査等を専門機関に委託するとともに、イノシシを加えて狩猟者からアンケート形式により捕獲情報（捕獲場所、捕獲年月日、捕獲個体の性別）を収集する。

(3) ヤマドリ・キジの出会い数調査等

初猟日（11月15日）の狩猟パトロールにおいて、ヤマドリ及びキジの出会い数を狩猟者からヒアリングして記録する。なお、当該データは、環境大臣が行うメスヤマドリ及びメスキジの捕獲禁止措置に係る資料としても、活用されている。

(4) 放鳥効果測定調査等

放鳥事業を実施しているニホンキジ及びヤマドリについては、放鳥による生息数の増加や定着状況等の効果を測定する。

調査年度	標 識		調 査 方 法 ・ 内 容	備 考
	種類	装着数		
24～ 28年度	足環	全てのオス	放鳥するそれぞれのオスに足環を装着し、狩猟者からこれを回収することにより調査する。	捕獲情報のアンケートを同時に実施する。

(5) 狩猟実態調査

本県に狩猟者登録を行った狩猟者の実態を把握するため、アンケート調査を行う。

対象種類	調査年度	調査方法・内容	備 考
全狩猟鳥獣	25年度 ・ 27年度	狩猟者登録をした狩猟者を抽出し、アンケート調査を実施する。 ・県内者400人 ・県外者200人	アンケート内容 ①初猟日の行動、②出猟日数、 ③捕獲鳥獣の利用方法、④狩猟者の意識、⑤その他

(6) カワウの生息状況調査

調査年度	調査方法・内容	備 考
24～ 28年度	現地調査等により生息分布、コロニー数、個体数、生息環境及び魚類等の採食の状況等を調査する。	①鳥類生息密度調査による定点調査 ②ガン・カモ・ハクチョウ類等一斉調査時に併せてカワウの調査を行う。 ③ねぐら・コロニー調査

4 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

法第78条の2に基づき、生活環境、農林水産業又は生態系に対する被害等を発生させる鳥獣の生息状況及び被害実態等必要な事項を明らかにし、適正管理計画への反映や効果的な被害防除方法の確立を検討する。

(2) 調査の概要

対象種類	調査年度	調査方法・内容	備 考
アライグマ	24年度～	生態及び生息分布状況等の各種調査を実施する。	外来生物法に基づく防除を検討する。 ・捕獲数調査の実施 ・個体分析の実施
カワウ		当該頁の上表に記載	
ニホンジカ、ニホンザル、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ	24年度～	適正管理計画に基づき、モニタリングとしての各種調査を実施する。	・狩猟鳥獣は、狩猟者に対して捕獲アンケート調査を実施 ・個体数調整等を実施する際は、捕獲に伴うデータを収集



## 第八 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

### 1 鳥獣行政担当職員

#### (1) 方針

本計画に基づき、鳥獣保護事業を実施するため、鳥獣行政を担当する職員を配置する。

なお、適正管理計画等、鳥獣保護行政が多様化していることから、鳥獣の生息調査や調査結果の分析等を専門に取り扱う機関の設置について検討を行う。

#### (2) 設置計画

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
環境森林部 自然環境課	5		5	5		5	・各事業の計画立案及び関係団体の指導育成 ・狩猟者登録（県外者） ・学術研究等の捕獲等の許可
環境森林事務所 森林事務所		18	18		18	18	・狩猟免許試験等の実施 ・狩猟者登録（県内者） ・有害鳥獣捕獲及び個体数調整を目的とした捕獲等の許可
合 計	5	18	23	5	18	23	

#### (3) 研修計画

名 称	主 催	時期	回 数 ／年	規模	人数	内容・目的
野生生物 研修	国	5月	1	全国	1	鳥獣保護行政に関する識見の向上を図り、業務遂行に必要な専門的知識を習得する。
鳥獣保護 担当者会議	県	4月 10月	2	全県	20	鳥獣行政を円滑・効果的に推進するため、関係法令等専門的知識を習得する。

## 2 鳥獣保護員

### (1) 方針

鳥獣の生息状況等に関する調査、農林作物の被害調査、鳥獣保護区の管理、狩猟の取締りや指導等、本計画に基づく鳥獣保護事業を推進するため、引き続き法第78条に基づく鳥獣保護員を設置する。

また、高水準な鳥獣による農林水産業への被害等の発生状況を背景に、地域における鳥獣保護管理に関する助言・指導及び鳥獣保護区における環境教育の推進といった新たな要請に応じる必要も生じていることから、鳥獣保護員の資質の維持・向上を図り、効果的な業務運営と行政効果を高めるため、計画的に研修を行う。

### (2) 配置計画

鳥獣保護員は、鳥獣保護区の数、入猟者数予測及び取締り実施状況等により配置する。

基準設置数	平成23年度末		年 度 計 画						計	充足率
	人 員	充足率	24	25	26	27	28			
(A) 65人	(B) 65人	(B/A) 100%	65人	65人	65人	65人	65人	65人	(C) 65人	(C/A) 100%

### (3) 年間活動計画

活 動 内 容	実 施 期 間 (月)											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
鳥獣保護区の管理												
違法捕獲の取締り												
狩猟の取締り												
有害鳥獣捕獲の調査												
鳥獣保護に関する調査												
鳥獣生息環境に関する調査												
鳥獣保護思想の啓発												

### (4) 研修計画

名称	主催	時期	回数	人数	内 容 ・ 目 的
鳥獣保護員研修	県	4～3月	1回程度	65人	鳥獣保護行政を円滑かつ適正に実施するため、鳥獣保護員の服務執行等について習得する。

### 3 保護管理の担い手の育成

#### (1) 方針

鳥獣保護管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、農林水産業への被害等の発生状況も踏まえ、有害鳥獣捕獲や個体数調整を目的とした捕獲の適正かつ効率的な実施及び地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、鳥獣保護管理の担い手となる人材の育成及び確保について検討を行う。

また、狩猟者は、狩猟活動を通じて鳥獣の目撃情報の提供や個体数管理への協力等、鳥獣保護管理の担い手として大きな役割を担っているため、その責務の重要性について、狩猟者の自覚の高揚に努める。

#### (2) 研修計画

名称	主催	時期	回数	規模	内容・目的
野生鳥獣保護管理研修	県	4～3月	1回程度	県内全体又は環境森林事務所、森林事務所ごと	市町村等の鳥獣担当者、鳥獣保護員、有害鳥獣捕獲隊員、被害農林業者を対象に、鳥獣の全般的な生態や被害対策について研修会を行う。

#### (3) 狩猟者の減少防止対策

有害鳥獣捕獲や個体数調整を目的とした捕獲を支えている狩猟者の減少及び高齢化が危惧されることから、狩猟者の減少防止等の対策について関係団体等と意見交換を行い今後の対策について検討を進める。

また、平成18年度の法改正に伴い「網・わな猟免許」が分離され、制度的に「わな猟免許」の取得促進が図られた。そこで、農政部の鳥獣害対策を所管する部所と連携し、狩猟免許試験の回数を増やしたり、それを土日曜日で開催するなど受験機会を増やし、また、出前型試験の開催など受験者の利便性の向上など狩猟者の確保に努める。

#### (4) 捕獲の安全確保対策

農林水産業の被害対策として取得したわな猟等免許所持者に対して、講習会等を実施して捕獲技術の向上と安全性の確保に努める。

### 4 鳥獣保護施設等の設置

#### (1) 方針

傷病鳥の保護を目的に、設置している野鳥病院については、鳥インフルエンザに対応した施設として施設を充実することとする。

また、傷病獣類及び県内の設置位置等の関係から、その補完施設を準備する。

## (2) 鳥獣保護施設等

名称	整備年度	施設の所在地	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
野鳥病院	昭和50年度	北群馬郡榛東村新井2935番地（林業試験場内）	傷病鳥救護舎 1棟94㎡、 野生化訓練舎 1棟34㎡、 感染症隔離施設 1棟19㎡	小禽舎 4室 中禽舎 2室 猛禽舎 1室 水禽舎 1室	傷病鳥の保護収容  野鳥保護思想の普及	囑託職員2名
桐生が岡動物園	昭和54年度から委託	桐生市宮本町3-8-13	傷病鳥獣救護舎 1棟	6室及び予備室として3室		

## 5 取締り

### (1) 方針

違法捕獲行為の防止及び鳥獣の無登録飼養、狩猟事故・違反を未然に防止するため、県警を含む関係機関及び関係団体と緊密に連携し、取締りを強化する。

また、迅速かつ適切な取締りを行うため、以下の施策等を講じるものとする。

なお、取締りに際しての情報収集等については、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。

- ① 過去の違反等状況の分析の結果に基づき、年度ごとに取締りの重点項目（鳥獣の無登録飼養など）を定めて行うものとする。
- ② 狩猟期間中の鳥獣保護員の巡回を、以下の観点から強化するものとする。
  - ア 過去数年間において、違反多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点をおくこと。
  - イ 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。
- ③ かすみ網の違法な使用、所持、販売等及びとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行う。
- ④ 氏名等の記載がなく違法に設置されたと疑われるわな等については、司法警察員により、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）及びその他捜査に関する所定の手続きを踏まえた上で領置等の捜査を行うものとする。
- ⑤ 鳥獣の飼養関係者、加工業者、食品関係者等を対象とし、鳥獣及びその加工品を定めて、流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施するものとする。
- ⑥ 我が国に生息する野鳥を登録票あるいは標識を添付せずに愛がん飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、野鳥の違法な飼養の取締りを重点的に行う。
- ⑦ 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護員の動員体制を整備する。
- ⑧ 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者として

のマナーの周知徹底を図り、県猟友会等の協力を得て、定期的な講習会の開催等により、狩猟者の資質の向上に努めるものとする。

- ⑨ 任意放棄又は押収された個体を野生復帰させる際には、遺伝的なかく乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲等又は採取等された地域に放鳥獣するよう努めるものとする。

(2) 年間計画

活 動 内 容	実 施 期 間 (月)											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
鳥獣の違法捕獲												
狩猟の取締り												

6 必要な財源確保

地方税法（昭和25年法律第226号）における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し、効果的な支出を図るものとする。

## 第九 その他

### 1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

鳥獣による農林水産業への被害が高水準で推移するとともに、尾瀬国立公園における生態系への影響が深刻な状態となっており、農林水産業や自然保護の関係者からはそれらへの対策強化が求められている。他方で、鳥獣を含む生物の多様性を保ちながら、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指すことは言うまでもない。

今後は適正管理計画による個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策について、適正な目標設定の基で関係者が連携し、総合的な施策を実施することが必要となるが、これを円滑に実行するためには、専門的な知識、技術、経験を有する人材や狩猟者の確保・育成が必要となる。

また、野生鳥獣の生息地となっている森林の維持管理方法についての検討も必要と考えられる。

### 2 狩猟の適正管理

狩猟に関する各種規制区域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の実情に応じた狩猟を規制する場所の指定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じて、きめ細やかに実施する。

また、各種狩猟制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係団体等の意見を聴取しつつ、機動的に見直す。

### 3 入猟者承認制度に関する留意事項

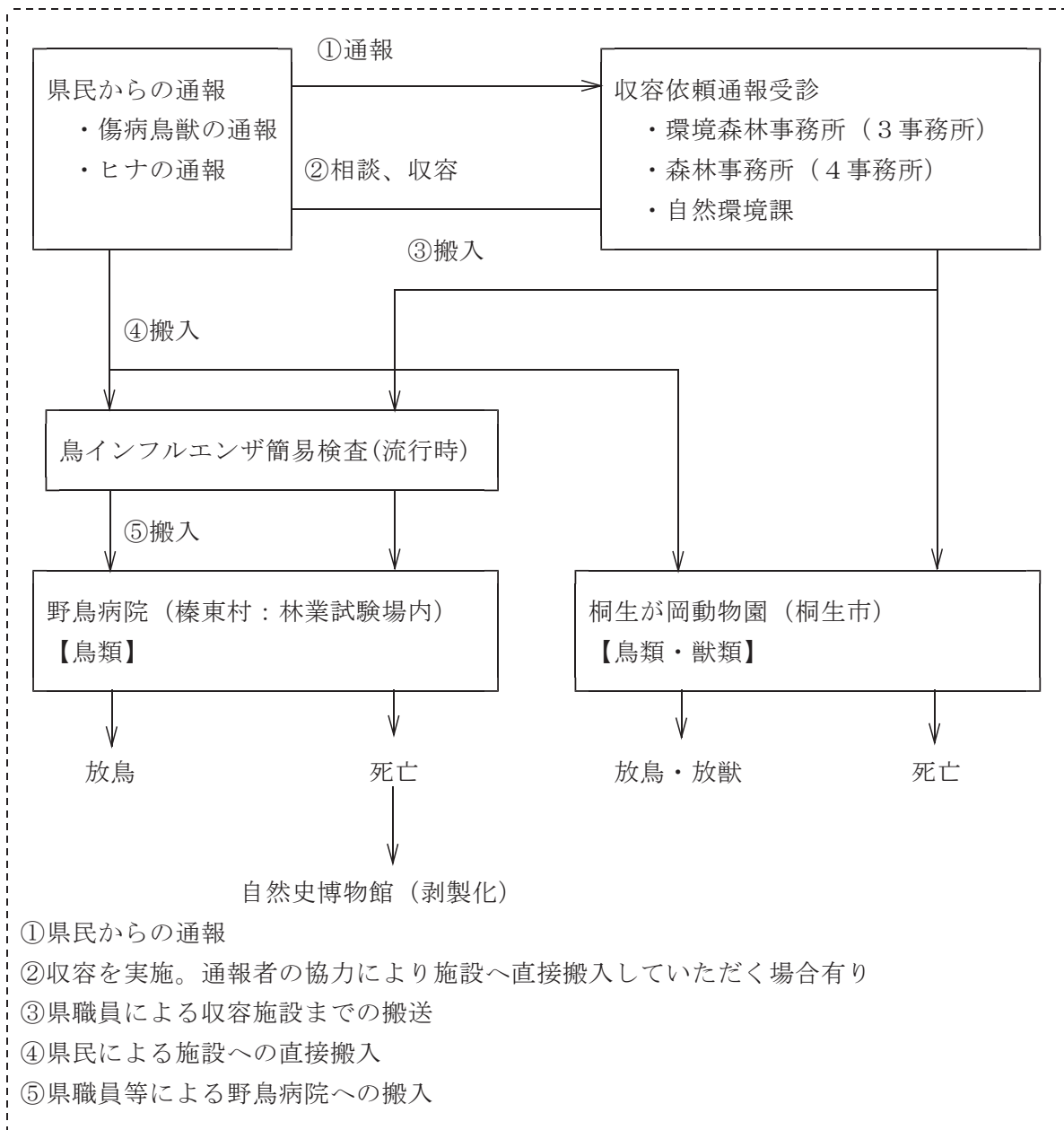
孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業への被害等が発生している場合等、地域個体群の個体数管理に特に配慮しつつ、被害対策への取組みが必要な場合においては、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限を行うことができる法第12条第3項に基づく「入猟者承認制度」を適正管理計画の実施と併せて活用し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護に努める。

### 4 傷病鳥獣救護の基本的な対応

鳥獣は県民全体の共有財産であるという認識の下、県民による傷病鳥獣の保護活動の推進を図るため、研修会の開催及び獣医師会との連携による診療体制の整備を行い、保護活動の支援及び担い手の育成に努める。

また、長期間の保護収容が必要な個体の保護体制として、林業試験場内に設置してある野鳥病院を充実するとともに、桐生市（桐生が岡動物園）に傷病鳥獣の保護収容を委託する。

なお、カラス、ドバト等の農林水産業や生活環境への被害が問題となっている種、及び野生復帰が困難な個体の救護等については、ガイドラインを作成し対応方法を検討していくものとする。



## 5 安易な餌付けの防止

### (1) 方針

鳥獣への安易な餌付けが、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身事故、農林水産業への被害の誘因となり、さらには生態系や鳥獣保護管理への影響が生じるおそれがある。

このため、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣による農林水産業への被害等の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等に積極的に取り組むものとする。

また、鳥獣を観光等に利用するための餌付けについても、鳥獣の生息状況への影響や、農林水産業への被害等の誘因となることがないように十分配慮するものとする。

さらには、不適切な生ゴミの処理、未収穫作物や家畜排せつ物の放置は、結果として鳥獣への餌付けにつながり、農林水産業への被害等の誘因にもなることから、安易な餌付けが行われることのないよう、鳥獣の生息状況を踏まえながら適正管理について地域社会等での普及啓発等にも努めるものとする。

## (2) 重点事項

普及啓発は随時行うものとするが、安易な餌付けに関する重点事項は次のとおりとする。

- ① 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得る。
- ② 観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図る。
- ③ 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図る。

## 6 感染症への対応

人畜共通感染症が発生した場合に備えて、関係機関との緊密な連携を図り、迅速かつ適切に対応するため、情報の収集、分析及び県民への正確な情報提供と風評被害の防止を図る。特に、高病原性鳥インフルエンザの発生時においては、「県高病原性鳥インフルエンザ防疫措置マニュアル（農政部）」「鳥インフルエンザ発生時における対応マニュアル（健康福祉部）」に基づき、迅速かつ的確な防疫体制、検査体制の構築を図り他への感染を防止する。

また、野鳥の集団死亡等が発生した場合は、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（平成23年9月 環境省自然環境局）」に基づき、高病原性鳥インフルエンザの可能性も含め、関係部局と連携して、野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況の検査の実施に努める。

## 7 普及啓発

### (1) 鳥獣の保護管理についての普及等

#### ①方針

県民一人一人の理解と協力を得て鳥獣保護を推進するため、鳥獣の保護思想の普及を積極的に推進する。

また、次代を担う子どもたちの理解を深めるために小・中学校等における愛鳥活動の指導援助と、県民の愛鳥思想を広めるため県民探鳥会を開催するとともに、森林や環境教育の実施にあたっては、野生鳥獣に関する普及啓発を推進する。

#### ②事業の年間計画

事業内容	実施時期(月)											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
愛鳥週間ポスター原画の募集												
愛鳥週間ポスターの配付												
愛鳥モデル校巡回指導												
広報活動												
鳥獣保護団体との協働												



### ③愛鳥週間行事等の計画

行 事	計画年度	計 画 内 容
愛鳥週間行事	24年度	○愛鳥週間ポスターの入賞作品の展示を行う。
その他	～ 28年度	○県民探鳥会を開催する。 ○愛鳥週間ポスター原画のコンクールを開催する。 ○「秋の林業試験場一般公開」において野鳥病院を公開し、鳥獣保護思想の普及啓発に努める。

### (2) 野鳥の森等の整備

「群馬県野鳥の森」を県民が野鳥を観察できる場所として、また鳥獣の生態等を学習できる施設として活用するため、観察施設の整備等一層の充実を図るよう努める。

名 称	整備 年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針
群馬県 野鳥の 森	昭和 51 年度	安中市松井田 町大字横川小 根山国有林	ha 91	鳥獣資料館1棟 研修館1棟 観察舎4棟 探鳥路 展望台1棟 遊水池1箇所 駐車場等	・鳥獣の剥製 ・探鳥器材 ・図書等	鳥獣の学習と自然とのふれあいの場として、剥製、写真展示、愛鳥ポスターの掲示、県民探鳥会の開催等を行う。

### (3) 愛鳥モデル校の指定

#### ①方針

次代を担う子どもたちと、「野鳥や自然について」を語り、ふれあうことは重要なことである。この一環として野鳥保護活動に取り組んでいる小・中学校等を「愛鳥モデル校」に指定し、野鳥の保護・観察活動を通して愛鳥思想の普及を図る。

#### ②指定期間

平成24年4月1日～29年3月31日

#### ③愛鳥モデル校に対する指導内容

- 巡回指導
- 学習資材の配付等
- 巣箱等の配付
- 学校周辺に「身近な鳥獣保護区」の指定について検討

第11次鳥獣保護事業計画に合わせ次の25校を愛鳥モデル校として指定する。

所 属	学 校 名	所 在 地	児 童 ・ 生 徒 数
渋川森林 事務所	前橋市立月田小学校	前橋市粕川町月田 273	7 2
	渋川市立渋川西小学校	渋川市金井 2817	2 6 5
西部環境 森林事務 所	高崎市立鼻高小学校	高崎市鼻高町 58-2	2 0 0
	高崎市立倉渕小学校	高崎市倉渕町権田 314-1	1 4 3
	高崎市立上室田小学校	高崎市上室田町 4210	6 3
	高崎市立岩平小学校	高崎市吉井町下奥平 205-1	7 9
	安中市立後閑小学校	安中市下後閑 1999-1	7 9
藤岡森林 事務所	藤岡市立美九里西小学校	藤岡市三本木 769	1 0 2
	神流町立万場小学校	多野郡神流町万場甲 84	4 4
富岡森林 事務所	富岡市立額部小学校	富岡市南後箇 276	1 6 3
	南牧村立南牧小学校	甘楽郡南牧村千原 419-1	4 1
	甘楽町立福島小学校	甘楽郡甘楽町福島 939	2 3 5
吾妻環境 森林事務 所	中之条町立沢田小学校	吾妻郡中之条町下沢渡 964-1	1 7 4
	中之条町立伊参小学校	吾妻郡中之条町五反田 3534-4	4 3
	中之条町立六合小学校	吾妻郡中之条町小雨 599	6 9
	長野原町立北軽井沢小学校	吾妻郡長野原町北軽井沢 1924	9 2
	嬭恋村立干俣小学校	吾妻郡嬭恋村干俣 1313	6 3
	草津町立草津小学校	吾妻郡草津町草津 3-1	3 4 5
利根沼田 環境森林 事務所	沼田市立沼田北小学校	沼田市高橋場町 4898	3 7 1
	昭和村立大河原小学校	利根郡昭和村糸井 5455-354	6 5
	みなかみ町立藤原小学校	利根郡みなかみ町藤原 3491	1 8
桐生森林 事務所	太田市立鳥之郷小学校	太田市大島町 1046-1	4 8 3
	県立太田高等養護学校	太田市藤阿久町 12-1	1 0 0
	桐生市立北小学校	桐生市西久方町 2-1-5	2 7 5
	県立渡良瀬養護学校高等部	みどり市笠懸町鹿 2812	9 0

(4) 法令の普及の徹底

①方針

鳥獣に関する法令のうち、法第8条等の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制の制度、法第12条第1項に基づくとりもち等の使用規制、法第13条第1項に基づき捕獲等に許可を要しない鳥獣、法第16条に基づくかすみ網の所持禁止、第19条の鳥獣飼養登録制度（本県では愛玩目的での捕獲許可はしていない。）、法第80条第1項に基づく法の適用除外等、特に県民に関係する事項あるいは法改正により追加、変更された点について県広報、ポスター、パンフレット等により、周知徹底を図る。

②年間計画

重点項目	実施時期(月)												実施方法	対象者	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
鳥獣の捕獲及び飼養登録制度														・新聞等での広報 ・市町村の広報紙	県民 狩猟者
適正な狩猟制度														・テレビ、ラジオ等による広報	
かすみ網、違法なわなの販売・使用禁止														・パンフレットの配布 ・ポスターの掲示	

8 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律との関係

平成19年12月21日に公布、平成20年2月21日に施行された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）」第4条第1項に基づき被害防止計画を作成する市町村においては、本計画との整合性を図るものとする。

